

# 建築CPD（継続能力/職能開発） 情報提供制度マニュアル

財団法人建築技術教育普及センター（情報・普及部）

<http://www.jaeic.jp>

〒104-0031 東京都中央区京橋2-14-1 兼松ビルディング

TEL 03-5524-3105 FAX 03-5524-3223

（平成24年4月13日）

## 目 次

<b>1. 建築CPD(継続能力／職能開発)情報提供制度の概要</b>	
1. 1 建築CPD情報提供制度とは.....	1
1. 2 背景と目的.....	1
1. 3 対象者.....	1
1. 4 建築CPD情報提供制度の構成.....	2
1. 5 運営組織.....	2
1. 6 個人情報保護.....	3
<b>2. 参加登録</b>	
2. 1 参加登録申請手続き.....	4
2. 2 建築CPD情報提供制度参加者カード再発行申請手続き.....	5
<b>3. CPDプログラム</b>	
3. 1 CPDプログラムの形態.....	5
3. 2 CPDプログラムの分野.....	6
3. 3 CPDプログラムの認定.....	6
<b>4. 建築CPD実績の登録、確認及び証明</b>	
4. 1 建築CPD実績の登録・管理.....	6
4. 2 建築士法22条の2で規定された定期講習の建築CPD実績の登録.....	7
4. 3 建築CPD実績の確認.....	8
4. 4 建築CPD実績証明書の発行.....	8
<b>5. 資料</b>	
5. 1 建築CPD運営会議規定.....	10
5. 2 申請書等の様式一覧.....	12

## 1. はじめに 建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度の概要

### 1. 1 建築CPD情報提供制度とは

- ・ 建築 CPD 情報提供制度とは、建築士等の研修としてふさわしい講習会等をあらかじめ認定し、その情報を公開するとともに、建築 CPD 情報提供制度の参加登録者が認定された講習会等に出席した記録を統合的に管理し、必要に応じて、その実績を証明する制度です。この制度は、既存の各団体のデータの活用を前提とした制度です。
- ・ 建築 CPD 情報提供制度の運営は、建築 CPD 運営会議が行い、  
(財)建築技術教育普及センターがその事務局となります。  
建築 CPD 運営会議は、  
学識経験者、国土交通省、(社)日本建築士会連合会、  
(社)日本建築士事務所協会連合会、(社)日本建築家協会、(社)日本建設業協会、  
(社)日本建築学会、建築設備士関係団体 CPD 協議会\*、  
(社)日本建築構造技術者協会及び(財)建築技術教育普及センター  
で構成されています。  
※建築設備士関係団体 CPD 協議会参加団体  
(社)空気調和・衛生工学会、(社)建築設備技術者協会、(社)電気設備学会、  
(社)日本設備設計事務所協会、(財)建築技術教育普及センター

### 1. 2 背景と目的

#### ① 背景

- ・ 建築士は建築士法の定めるところにより、「設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上」に努める必要があります。
- ・ 建築士及び建築設備士（以下、建築士等という。）の自己研鑽のため、既に複数の建築・設備関連団体においてそれぞれに会員向けの CPD 制度が実施されています。
- ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律の基本方針を受け、地方公共団体も公共工事の発注等に際し、技術的能力の審査を適切に行うための具体的な方法の確立が求められています。
- ・ 国土交通大臣指定講習制度は、平成 17 年度に廃止されました。

#### ② 目的

- ・ 建築・設備関連団体が管理する建築士等の建築 CPD 実績を建築 CPD 運営会議データベースで統合的に管理し、以下の用途に活用できるようにすることです。
  - ① 地方公共団体の公共工事の設計者選定、設計プロポーザル審査、建築士事務所登録、公共工事入札参加資格審査等へ活用するための CPD 実績情報提供。
  - ② 一般消費者が的確な建築士等を選択する際の一助となる建築 CPD 実績情報の公開。
  - ③ 建築・設備関連団体の運営する CPD 制度のデータ管理への活用。
- ・ 各団体のプログラム認定制度を共有化し、優れたプログラムに参加するための情報を広く提供する仕組みを作ることにより、建築士等の知識・技能の維持向上に資することです。

### 1. 3 対象者

建築CPD情報提供制度の対象者は、継続能力／職能開発研修に参加しようとする建築士及び建築設備士とします。建築CPD運営会議を構成する団体の会員以外の建築士等でも参加することができるオープンなシステムです。

#### 1. 4 建築CPD情報提供制度の流れ

建築CPD情報提供制度の流れは、以下の①～④から成り立っています。これら一連の登録・管理等の事務は(財)建築技術教育普及センターにおいて行います。

- ① 建築CPD情報提供制度への参加登録  
↓ 建築CPD実績を蓄積しようとする建築士等は建築CPD情報提供制度への参加登録をします。
- ② CPDプログラムの認定・公開  
↓ 講習会等実施者（以下「プロバイダ」という。）が主催する講習会等を建築CPD情報提供制度認定プログラムとして認定し、原則的には公開します。
- ③ 建築CPD実績の登録・管理  
↓ 建築CPD実績は、建築CPD運営会議にて個人別に認定時間数等必要事項を登録します。
- ④ 建築CPD実績の証明  
建築CPD運営会議にて登録・管理された建築士等の建築CPD実績に基づき「建築CPD実績証明書」を発行します。

#### 1. 5 建築CPD情報提供制度運営体制

建築CPD情報提供制度を適正に運営するため、建築CPD運営会議を設置します。建築CPD運営会議は次の事項を行います。

- ①プログラム認定基準、特別認定講習会認定基準、プログラム認定制度認定基準の作成・改定
- ②プログラム認定制度及びプログラム（特別認定講習会を含む）の審査、認定及び監査並びに認定したプログラムの情報提供
- ③建築CPD運営会議データベースの管理
- ④建築CPD実績証明書の発行（建築CPD実績情報の公開については今後の検討）
- ⑤建築CPD情報提供制度マニュアルの作成・改訂
- ⑥建築士等として必要な知識技能の維持向上の促進に関する検討
- ⑦建築CPD情報提供制度運営上の不正等に対する罰則・処分の検討・決定
- ⑧その他建築CPD情報提供制度の目的を達成するために必要な業務

建築CPD運営会議の下に建築CPD運営会議プログラム審査会（以下「運営会議プログラム審査会」という。）を設置し、次の①, ②を行っています。

- ① 運営会議プログラム審査会へ申請されたプログラムの審査、認定及び監査並びにプログラムの情報提供
- ② 特別認定講習会の審査、認定及び監査

##### 建築 CPD 運営会議

- ・ 学識経験者 2名
- ・ 国土交通省（建築行政・営繕部局） 2名
- ・ (社)日本建築士会連合会、(社)日本建築士事務所協会連合会、(社)日本建築家協会、(社)建築業協会、(社)日本建築学会、建築設備士関係団体 CPD 協議会、(社)日本建築構造技術者協会及び(財)建築技術教育普及センター 各2名以内
- ・ 事務局：(財)建築技術教育普及センター

##### 運営会議プログラム審査会

- ・ 学識経験者 1名
- ・ (社)日本建築士会連合会、(社)日本建築士事務所協会連合会、(社)日本建築家協会、(社)建築業協会、(社)日本建築学会、建築設備士関係団体 CPD 協議会、(社)日本建築構造技術者協会及び(財)建築技術教育普及センター 各1名
- ・ 事務局：(財)建築技術教育普及センター

## 1. 6 個人情報保護

財団法人 建築技術教育普及センター（以下本節において「財団」という。）では、個人情報の取扱いについて以下のとおり方針を定め、個人情報に関する情報の適正な収集・利用・管理と保護に努めています。

### ①情報の収集・利用目的

財団の事業を円滑に遂行するために必要な個人情報を収集します。これらの情報は利用目的を明確にし業務上必要な範囲で利用します。

### ②収集する情報の種類

財団の寄附行為第4条に定める事業に必要な情報として、ご本人の住所・氏名・生年月日の基本情報のほか勤務先・職歴・学歴など事業に必要な情報について収集します。

### ③情報の収集方法

適法かつ公正な手段によってご本人の情報を収集するものとし、主に申込書や付属書類により収集します。

### ④情報の提供

財団では、次の場合を除いて、ご本人から収集した個人情報を利用したり外部に提供することはありません。

- (1) ご本人からの同意を得ている場合。
- (2) 法令により当然に許容されている場合（利用目的の達成に必要な範囲内において、外部に委託する場合などが含まれます。）
- (3) 法令により必要と判断される場合
- (4) ご本人又は公共の利益のために必要であると判断される場合

### ⑤情報の管理

個人情報を正確かつ最新なものにするために、適切な措置を講じます。

また、個人情報への不正なアクセス等が行なわれることを防止するため、必要とされる対策を講じます。更に、役職員等及び委託先に対して必要かつ適切な監督を行ないます。

### ⑥情報の開示・訂正等

ご本人からのご自身に関する情報の開示・訂正等の依頼があった場合、請求者がご本人であることを確認したうえで、特別な理由がない限り開示・訂正等いたします。

### ⑦法令・規範の遵守

財団では、個人情報保護に関する法令及び「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」を遵守するとともに、個人情報管理規程等を策定し、その内容を継続的に見直し、改善に努めます。

## 本件に関する問合せ先

財団法人 建築技術教育普及センター 総務部  
TEL 03 (5524) 3105  
受付時間 9:30～17:45 (土日・祝日・年末年始除く)

## 2. 参加登録

建築CPD情報提供制度を利用するためには、この制度への参加登録申請が必要です。

参加登録申請は、原則として、(社)建築士会、(社)日本建築家協会、建築設備士関係団体CPD協議会のCPD制度に参加している方及び参加を希望する方については、所属している団体等において行いますので、詳細については、各団体等にお問い合わせ下さい。

上記以外の方については、下記「2. 1 参加登録申請手続き」により参加登録申請を受付けます。

### 2. 1 参加登録申請手続き

#### (1) 受付

##### ① 受付時期

郵送により、随時受付けています。

##### ② 参加登録申請に必要な書類

- ・ 建築CPD情報提供制度参加登録・登録内容変更兼用申請書（様式1）
- ・ 郵便振替払込請求書兼受領証の写し（申請書の裏面に糊付けして下さい。）

##### ③ 参加登録申請手数料

申請の際には、下記の手数料を承ります。

4,000円（消費税込）

##### ○手数料内訳

- ・ 登録手数料 : 1,000 円（登録初年度のみ）
- ・ データ管理手数料 : 3,000 円/年（4月1日から翌年3月末日を1年とします。）

郵便局に設置の払込取扱票を使用し、下記の払込先に払い込み下さい。

なお、払込手数料は申請者の負担とし、領収書は郵便振替払込請求書兼受領証をもって代えるものとします。

払込先：口座番号 00120-8-21575

加入者名 財団法人 建築技術教育普及センター

払込取扱票の通信欄に「建築CPD参加登録手数料」と記入して下さい。

※一旦払い込まれた手数料は、当事務局に責がある場合を除き、返還しません。

##### ④ 申請書の送付先

「②参加登録申請に必要な書類」を下記の送付先に郵送して下さい。

送付先：(財)建築技術教育普及センター内

建築CPD運営会議事務局登録申請係

〒104-0031 東京都中央区京橋2-14-1（兼松ビル10F）

#### (2) 参加登録の完了

建築CPD情報提供制度参加登録申請書及び参加登録手数料を確認後、参加者IDとパスワードの記載された完了通知及びJAEIC建築CPD情報提供制度参加者カード（様式4）を財団法人建築技術教育普及センターより郵送いたします。参加者IDとパスワードは、CPD情報システムを利用するために必要となります。

### 2. 2 建築CPD情報提供制度参加者カード再発行手続き

#### ① 受付時期

随時受付けています。

#### ② 再発行申請に必要な書類

- ・ 建築CPD情報提供制度参加者カード再発行申請書（様式5）
- ・ 郵便振替払込請求書兼受領証の写し（申請書の裏面に糊付けして下さい。）

#### ③ 再発行手数料

申請の際には、下記の手数料を承ります。

1,000円（消費税込）

郵便振替口座等については、2.1 (1) ③（4P 参加登録手数料）参照

④ 申請書の送付先

2.1 (1) ④（4P 申請書の送付先）参照

### 3. CPDプログラム

#### 3. 1 CPDプログラムの形態

対象となるプログラムの形態には、①参加学習型、②情報提供型があります。

表-1 CPDプログラムの形態分類表

形態	種別	CPD 内容
1 参加学習型	0 定期講習	1-0 建築士法22条の2に規定された定期講習 (一級・二級・木造建築士定期講習、構造・設備設計一級建築士定期講習)
	1 特別認定講習会	1-1 特別認定講習会
	2 講習会	1-2 講習会 基準・規準・指針・マニュアル等講習会、セミナー／シンポジウム／講演会／ワークショップ、各団体大会、学会・協会主催の研究発表会、企業内研修(所属組織内における技術・研究発表会、研修会)、通信教育等
	3 見学会	1-3 見学会 見学会、国内外視察、企業内研修(所属組織内における見学会、国内外視察)
2 情報提供型	1 講師	2-1 講師 基準・規準・指針・マニュアル等講習会、セミナー／シンポジウム／講演会／ワークショップ、各団体大会の講師、学会・協会主催の研究発表等、企業内研修(所属組織内における技術・研究発表会、研修会、見学会、国内外視察) 見学会・国内外視察の講師
	2 社会貢献	2-2 社会貢献 震災時等建築物応急危険度判定、裁判所等に派遣された鑑定人・調停人活動、地方自治体主催の建築相談等の緊急性又は公共性の高い活動

### 3. 2 CPDプログラムの分野

表-2 CPDプログラムの分野分類表

倫理・法令分野	倫理	
	法律、規準、基準、規格、建築紛争	
	その他	
設計・監理分野	計画系	建築意匠、建築計画、建築材料、街づくり、都市計画、保存、景観、福祉、環境、計画系その他
	構造系	力学・動力学、構造解析、構造材料、各種構造学、基礎構造、地震・耐震工学、構造設計法、耐震診断、補修・補強技術、構造系その他
	設備系	空調
		衛生
		電気
		輸送
全般		
その他		
施工管理分野	建築系	
	設備系	
マネジメント分野	生産・管理	企画、事業計画、コンストラクションマネジメント、プロジェクトマネジメント、リスクマネジメント、コスト管理、積算、品質保証、安全管理、コンカレント設計、ISO、ファシリティマネジメント、その他
	事務所等運営	企業・事務所運営、保険・保証制度、契約、訴訟、その他
関連分野	関連分野	建築論、建築史、技術動向、コンピュータソフトウェア、工学技術に関する外国語、土木、エネルギー、リサイクル、学術・技術論、芸術・文化、化学、物理、機械、電子、その他

### 3. 3 CPDプログラムの認定

建築CPD運営会議では建築士等にふさわしいプログラムを認定し、原則として、ホームページ (<http://www.jaic.jp/>) 上にそのリストを公開します。

## 4. 建築CPD実績の登録、確認及び証明

### 4. 1 建築CPD実績の登録・管理

建築CPD実績は、下記①～③により、建築CPD運営会議事務局において管理します。

#### ① 建築CPD実績の登録

建築CPD情報提供制度に登録している建築士等が建築CPD運営会議の認定している講習会等に参加し、所定の名簿に氏名、参加者ID（参加登録時に発行される「JAEIC建築CPD情報提供制度参加者カード」(様式4)の12桁の番号)を記載することにより、学習内容（認定講習会等名称、日時、形態、分野、学習単位等）が、データとして保存されます。

また、講習実施者から提出される出席者名簿により登録されるため、講習会実施から登録までに1カ月以上かかる場合があります。

なお、名簿に記載しなかったり、記載が不正確であったりした場合は登録されません。

#### ② 建築CPD実績の単位

認定単位は、実時間（講習会であれば、休憩時間を除いた講習時間）とします。

#### ③ 建築CPD実績の保存期間

建築CPD実績の保存期間は、原則として、5年間とします。

4. 2 建築士法22条の2で規定された定期講習(以下、「建築士定期講習」という。)の建築CPD実績の登録

上記、**建築士定期講習**は、建築士法に定められた講習です。平成23年度より建築CPD実績の対象となったため、認定プログラムとして登録されているものと、登録されていない講習が存在します。認定プログラムでない**建築士定期講習**についても自己申請によりCPD実績として登録できることとなっております。

○認定プログラムの場合

**建築士定期講習**に出席し、所定の名簿に氏名、参加者ID(参加登録時に発行される「JAEIC建築CPD情報提供制度参加者カード」(様式4)の12桁の番号)を記載することにより、学習内容(認定講習会等名称、日時、形態、分野、学習単位等)が、データとして保存されます。

なお、名簿に記載しなかったり、記載が不正確であったりした場合は登録されません。

○認定プログラムでない場合

平成22年度までに実施された**建築士定期講習**および平成23年度以降に実施される認定プログラム一覧に掲載のないプログラムをいいます。

なお、平成22年度までに実施した**建築士定期講習**の自己申請受付期間は平成23年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日)のみとなります。

(1) 自己申請の手続き

① 受付期間と登録日

随時受け付けをし、登録を行います。

② 自己申請に必要な書類

- ・ 建築士法22条の2に規定された定期講習のCPD実績登録申請書(様式6)
- ・ 郵便振替払込請求書兼受領証の写し(申請書の裏面に糊付けして下さい。)
- ・ 修了証の写し

③ 自己申請手数料

建築CPD実績証明書発行(4.(1)③発行手数料500円)と同時に申請する場合は、手数料は無料です。単独で申請の際には、下記の手数料を承ります。

1件当たり500円(消費税込)

郵便局に設置の払込取扱票を使用し、下記の払込先に払い込み下さい。

なお、払込手数料は申請者の負担とし、領収書は郵便振替払込請求書兼受領証をもって代えるものとします。

払込先：口座番号 00120-8-21575

加入者名 財団法人 建築技術教育普及センター

払込取扱票の通信欄に「**建築CPD建築士定期講習自己申請手数料**」と記入して下さい。

※一旦払い込まれた手数料は、当事務局に責がある場合を除き、返還しません。

④ 申請書の送付先

「②自己申請に必要な書類」を下記の送付先に郵送して下さい。

送付先：(財)建築技術教育普及センター内

建築CPD運営会議事務局登録申請係

〒104-0031 東京都中央区京橋2-14-1(兼松ビル10F)

⑤ 建築CPD実績登録

申請書が事務局に届いてから10営業日後には登録されます。

ただし、建築士定期講習については提出先がイ・ロ・ハ・ニ・ホ(詳細は4.4(3)参照)の場合は、建築士定期講習受講の有無にかかわらず建築士定期講習の認定時間及び取得単位数は含まずに発行されます。

#### 4. 3 建築CPD実績の確認及び推奨認定時間数

JAEIC CPD情報システムを利用することにより、建築CPD実績の確認を行うことができます。利用方法については、ホームページ (<http://www.jaeic.jp/>) 上のマニュアルをご覧ください。

企業内研修については、年間20認定時間が上限です。

建築CPD情報提供制度の推奨認定時間数は、年間12認定時間です。

#### 4. 4 建築CPD実績証明書の発行

ご希望により、建築CPD実績証明書を発行いたします。

建築CPD実績証明書の発行申請は、所属団体に係わらず建築CPD運営会議(事務局：(財)建築技術教育普及センター)で受付けます。建築士事務所等单位での証明書となり、参加登録者個人名義の証明書の発行は行いません。発行については、次により申請を行ってください。

建築CPD実績証明書(国土交通省用)には、建築士定期講習受講の有無にかかわらず建築士定期講習の認定時間及び取得単位数は含まずに発行されます。

##### (1) 受付

###### ① 受付時期

郵送により、随時受付けています。

###### ② 発行申請に必要な書類

- ・建築CPD実績証明書発行申請書(様式2)
- ・郵便振替払込請求書兼受領証の写し(申請書の裏面に糊付けして下さい。)
- ・返信用封筒(宛名を記載した定型の封筒。速達で返信を希望する場合は270円切手を貼付して下さい。)

###### ③ 発行手数料

発行の際には、下記の手数料を承ります。

1名につき500円

郵便局に設置の払込取扱票を使用し、下記の払込先に払い込み下さい。

なお、払込手数料は申請者の負担とし、領収書は郵便振替払込請求書兼受領証をもって代えるものとします。

払込先：口座番号 00120-8-21575

加入者名 財団法人 建築技術教育普及センター

払込取扱票の通信欄に「建築CPD実績証明書手数料」と記入して下さい。

※一旦払い込まれた手数料は、当事務局に責がある場合を除き、返還しません。

###### ④ 申請書の送付先

「②発行申請に必要な書類」を下記の送付先に郵送して下さい。

送付先：(財)建築技術教育普及センター内

建築CPD運営会議事務局実績証明書発行係

〒104-0031 東京都中央区京橋2-14-1(兼松ビル10F)

##### (2) 発行にかかる期間について

原則、受付した日(郵送の場合、到着日)の二営業日後に普通郵便にて発送します。時間に余裕を持って申請をお願いします。

(3) 建築CPD実績証明書発行申請書（様式2）の記載方法等

① 提出先及び証明を必要とする期間（西暦）

証明書の提出先及び証明を必要とする期間（西暦）を記載してください。

	提出先記載方法	期間の記載方法	発行される証明書の様式
イ	国土交通省地方整備局等の設計・工事監理業務に対するプロポーザル方式・総合評価方式用に証明書を発行する場合にチェックし、提出する地方整備局等の名称を記載してください。	所定の期間が定められており記載の必要はありません。	様式3-1
ロ	国土交通省官庁営繕部及び北海道・東北・関東・中部・近畿・四国・沖縄の地方整備局等（営繕部及び各営繕事務所並びに営繕課）における工事に対する総合評価落札方式用に証明書を発行する場合にチェックしてください。	所定の期間が定められており記載の必要はありません。	様式3-2
ハ	国土交通省北陸・中国・九州地方整備局（営繕部及び各営繕事務所）における工事に対する総合評価落札方式用に証明書を発行する場合にチェックしてください。	地方整備局等が定めた期間を西暦でご記載ください。	様式3-2
ニ	国土交通省地方整備局等における工事に対する総合評価落札方式用に証明書を発行する場合にチェックし、提出する地方整備局等の名称を記載してください。	地方整備局等が定めた期間を西暦でご記載ください。	様式3-2
ホ	京都府に提出するために証明書を発行する場合にチェックしてください。	所定の期間が定められており記載の必要はありません。	様式3-3
ヘ	京都府以外の都道府県に提出するために証明書を発行する場合にチェックし、提出する都道府県名を記載してください。	都道府県が定めた期間を西暦でご記載ください。	様式3-2
ト	上記のイ～ヘ以外に提出するために証明書を発行する場合にチェックし、提出先を記載してください。提出先がない場合は「なし」と記載してください。	求められている期間を西暦でご記載ください。	様式3-2

\* 建築CPD情報提供制度のCPD実績は、講習実施者から提出される出席者名簿により登録されるため、講習会実施から登録までに1カ月以上かかる場合があります。

② 所属

会社名称、住所、担当者（部署・氏名）、電話番号、FAX番号をご記載ください。

③ 証明を必要とする者の氏名／建築士登録番号

一級建築士の場合は、一級に○をつけ、登録番号をご記載ください。

二級建築士の場合は、二級に○をつけ、登録番号と登録都道府県名をご記載ください。北海道の場合は支庁名、兵庫県の場合は登録機関名も併せてご記載ください。

木造建築士の場合は、木造に○をつけ、登録番号と登録都道府県名をご記載ください。北海道の場合は支庁名、兵庫県の場合は登録機関名も併せてご記載ください。

④ 証明を必要とする者の氏名／建築設備士番号

建築設備士の登録番号もしくは合格証書番号をご記載ください。

## 5. 資料

### 5. 1 建築CPD運営会議規定

#### 建築 CPD 運営会議規定

(名称)

第1条 本運営会議は、建築CPD運営会議と称する。

(目的)

第2条 建築CPD運営会議は、建築士又は建築設備士（以下建築士等という。）として必要な知識及び技能の維持向上を図るため、建築士等に対し行う建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度（以下、建築CPD情報提供制度という。）を運営する。

(構成)

第3条 建築CPD運営会議は、学識経験者2名、国土交通省及び建築CPD運営会議設立団体各2名以内で構成する。

2 建築CPD運営会議設立団体は、(社)日本建築士会連合会、(社)日本建築士事務所協会連合会、(社)日本建築家協会、(社)建築業協会、(社)日本建築学会、建築設備士関係団体CPD協議会\*、(社)日本建築構造技術者協会及び(財)建築技術教育普及センターとする（第8条において同じ。）。

※建築設備士関係団体 CPD 協議会参加団体

(社) 空気調和・衛生工学会、(社) 建築設備技術者協会、(社) 電気設備学会、  
(社) 日本設備設計事務所協会、(財) 建築技術教育普及センター

3 事務局は（財）建築技術教育普及センターに置く。

(座長)

第4条 建築CPD運営会議の座長は、学識経験者とする。

(会議の開催)

第5条 建築CPD運営会議は、建築CPD運営会議座長が必要と認めたとき開催する。

2 建築CPD運営会議は、建築CPD運営会議座長が召集し、これを主宰する。

(建築CPD情報提供制度の目的)

第6条 建築・設備関連団体が管理する建築士等の建築 CPD 実績を建築 CPD 運営会議 DB で統合的に管理し、以下の用途に活用できるようにすること。

- ①公共工事の設計者選定、設計プロポーザル審査、建築士事務所登録、地方公共団体の公共工事入札参加資格審査等へ活用するための CPD 実績情報提供。
- ②一般消費者が的確な建築士等を選択できる建築 CPD 実績情報の公開。

- ③建築・設備関連団体が運用する CPD 制度のデータ管理への活用。
- 2 各団体のプログラム認定制度を共有化し、優れたプログラムに参加するための情報を幅広く提供することにより、建築士等の知識・技能の維持向上に資すること。

(業務)

第7条 建築CPD運営会議の業務は、建築CPD情報提供制度の業務に関する次の事項とする。

- ①プログラム認定基準、特別認定講習会認定基準、プログラム認定制度認定基準の作成・改定
- ②プログラム認定制度及びプログラム（特別認定講習会を含む）の審査、認定及び監査並びに認定したプログラムの情報提供
- ③建築CPD運営会議データベースの管理
- ④建築CPD実績証明書の発行（建築CPD実績情報の公開については今後の検討）
- ⑤建築CPD情報提供制度マニュアルの作成・改訂
- ⑥建築士等として必要な知識技能の維持向上の促進に関する検討
- ⑦建築CPD情報提供制度運営上の不正等に対する罰則・処分の検討・決定
- ⑧その他建築CPD情報提供制度の目的を達成するために必要な業務

(建築CPD運営会議プログラム審査会の設置及び構成)

第8条 個別のプログラム（特別認定講習会を含む）の審査・認定及び監査を行うため、建築CPD運営会議プログラム審査会を設置する。

- 2 建築CPD運営会議プログラム審査会は、学識経験者1名、建築CPD運営会議設立団体各1名で構成する。
- 3 学識経験者を委員長とする。
- 4 事務局は(財)建築技術教育普及センターに置く。

#### 5. 2 申請書等の様式

- 様式1 建築CPD情報提供制度参加登録・登録内容変更兼用申請書
- 様式2 建築CPD実績証明書発行申請書
- 様式3-1 建築CPD実績証明書（国土交通省官庁営繕部指定）
- 様式3-2 建築CPD実績証明書
- 様式3-3 建築CPD実績証明書（京都府指定）
- 様式4 JAEIC建築CPD情報提供制度参加者カード
- 様式5 建築CPD情報提供制度参加者カード再発行申請書
- 様式6 建築CPD情報提供制度建築士法22条の2に規定された定期講習のCPD実績登録申請書

様式1 建築 CPD 情報提供制度参加登録・登録内容変更兼用申請書  
 ((財)建築技術教育普及センターに申し込む場合)

建築 CPD 情報提供制度参加登録・登録内容変更兼用申請書

申請日 平成 年 月 日

建築 CPD 運営会議 御中

申請する項目に✓をつけて下さい。

- ① 新規登録
- ② 登録内容変更

フリガナ		(事務局使用欄)
申請者名		
建築士登録番号 または建築設備士番号	該当するものに○をつけて下さい(複数記入可) 一級建築士 ( ) 二級建築士 ( 都道府県 ) 木造建築士 ( 都道府県 ) 建築設備士 ( )	
生年月日	_____年(西暦) _____月 _____日	
※以下については、登録内容変更申請時は変更箇所のみご記入下さい。		
自宅	住所	〒 _____
	電話番号	
	FAX 番号	
	E-mail	
勤務先	名称	
	住所	〒 _____
	電話番号	
	FAX 番号	
	E-mail	
連絡先	該当する項目の□に✓をつけて下さい。 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

※一旦払い込まれた手数料は、当事務局に責がある場合を除き、返還しません。

様式2 建築 CPD 実績証明書発行申請書

建築 CPD 実績証明書発行申請書

申請日 平成 年 月 日

建築 CPD 運営会議 御中

下記の証明を必要とする者の、建築 CPD 実績証明書の発行をお願いいたします。

当社は、証明を必要とする者に本申請を行うことの承認を得ております。

記

提出先 (イ～へのどれかに☑を入れて下さい)		証明を必要とする期間 (西暦で記入)		(事務局使用欄)
国土交通省 (地方整備局等)				
イ☐	設計・工事監理プロポーザル等 ( ) 地方整備局等	(申請日の1ヶ月前までの1年間)		
ロ☐	国土交通省官庁営繕部及び北海道・東北・関東・中部・近畿・四国・沖縄の地方整備局等 (営繕部・営繕事務所・営繕課) における工事	(申請日までの1年間)		
ハ☐	北陸・中国・九州の地方整備局 (営繕部・営繕事務所) における工事	年 月 ~ 年 月		
ニ☐	( ) 地方整備局等における工事			
その他				
ホ☐	京都府	(直近の履歴取得日までの1年間)		
ヘ☐	都道府県 ( )	年 月 ~ 年 月		
ト☐	その他 ( )			
所属	会社名称	フリガナ		
	住所	〒 -		
	担当者	部署		
		氏名		
	電話番号	FAX 番号		
証明を必要とする者の 氏名/建築士登録番号	氏名	登録番号	登録都道府県	
	フリガナ	一級 二級 木造	都道府県	
	フリガナ	一級 二級 木造	都道府県	
	フリガナ	一級 二級 木造	都道府県	
	フリガナ	一級 二級 木造	都道府県	
証明を必要とする者の 氏名/建築設備士番号	氏名	番 号		
	フリガナ	-		
	フリガナ	-		
	フリガナ	-		

- 注) ・当該実績証明書は、建築CPD情報提供制度の参加登録者以外には発行されません。  
 ・到着日の二営業日後に普通郵便にて発送します。時間に余裕を持って申請をお願いします。  
 ・一旦払い込まれた手数料は、当事務局に責がある場合を除き返還しません。

## 建築 CPD 実績証明書

平成 年 月 日

(会社名)

(会社住所)

建築 CPD 運営会議

座長 ○ ○ ○ ○

建築 CPD 運営会議事務局

(財) 建築技術教育普及センター

理事長 ○ ○ ○ ○

下記のとおり、建築 CPD の実績を証明します。

### 記

履修期間： 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

資格名	番号	氏名	講習会種別	認定時間	係数	取得単位
			営繕業務関係		3	
			特別認定		2	
			一般		1	
			合計		/	
			営繕業務関係		3	
			特別認定		2	
			一般		1	
			合計		/	
			営繕業務関係		3	
			特別認定		2	
			一般		1	
			合計		/	
			営繕業務関係		3	
			特別認定		2	
			一般		1	
			合計		/	

※建築士定期講習の有無にかかわらず建築士定期講習受講の認定時間及び取得単位数は含まれておりません。

様式 3-2 建築 CPD 実績証明書

建築 CPD 実績証明書

平成 年 月 日

(会社名)

(会社住所)

建築 CPD 運営会議

座長 ○ ○ ○ ○

建築 CPD 運営会議事務局

(財) 建築技術教育普及センター

理事長 ○ ○ ○ ○

下記のとおり、建築 CPD の実績を証明します。

記

履修期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

資格名	番号	氏名	認定時間
建築士			
建築設備士			
総認定時間数			

建築CPD情報提供制度の推奨単位は、12認定時間/年

様式 3-3 建築 CPD 実績証明書（京都府指定）

建築 CPD 実績証明書  
（京都府指定書式）

平成 年 月 日

（会社名）

（会社住所）

建築 CPD 運営会議

座長 ○ ○ ○ ○

建築 CPD 運営会議事務局

（財）建築技術教育普及センター

理事長 ○ ○ ○ ○

下記のとおり、建築 CPD の実績を証明します。

記

資格名	番号	氏名	最終受講日	認定時間数

受講履歴一覧


資格名	番号	氏名

No	実施年月日	プログラム名	学習形態	学習分類	認定時間数
1					
2					
3					
4					
5					
認定時間数合計					

資格名	番号	氏名

No	実施年月日	プログラム名	学習形態	学習分類	認定時間数
1					
2					
3					
4					
5					
認定時間数合計					

様式4 JAEIC建築CPD情報提供制度参加者カード  
(表面)

<b>JAEIC建築CPD情報提供制度参加者カード</b>	
氏名	〇〇 〇〇
参加者ID	000000123456
発行日	2009/04/01
財団法人建築技術教育普及センター理事長 	

(裏面)

<b>注意事項</b>	
<p>1. この参加者カードは、他人に貸与又は譲渡することはできません。</p> <p>2. この参加者カードを紛失したときは、直ちに発行者に届け出て下さい。</p> <p>3. 記載事項に変更を生じた場合には、直ちに発行者に申し出て下さい。</p> <p>4. この参加者カードは、新たなカードの交付を受けたとき、資格を失ったときは、直ちに発行者に返納して下さい。</p>	
<hr/>	
財団法人建築技術教育普及センター 東京都中央区京橋2-14-1 (兼松ビルディング) 電話03 (5524) 3105	

様式 5 建築 CPD 情報提供制度参加者カード再発行申請書

建築 CPD 情報提供制度参加者カード再発行申請書

申請日 平成 年 月 日

建築 CPD 運営会議 御中

フリガナ		(事務局使用欄)	
申請者名			
建築 CPD 情報提供制度 参加者 ID			
生年月日	_____年(西暦) _____月 _____日		
※以下については、登録内容変更申請時は変更箇所のみご記入下さい。			
連絡先	名 称		
	住 所		〒 _____
	電話番号		
	FAX 番号		
	E-mail		

※一旦払い込まれた手数料は、当事務局に責がある場合を除き、返還しません。

様式 6 建築 CPD 情報提供制度 建築士法 22 条の 2 に規定された定期講習の CPD 実績登録申請書  
 ((財)建築技術教育普及センターに申し込む場合)

建築 CPD 情報提供制度 建築士法 22 条の 2 に規定された定期講習の CPD 実績登録申請書

申請日 平成 年 月 日

建築 CPD 運営会議 御中

フリガナ				(事務局使用欄)
申請者名				
建築士登録番号 または建築設備士番号		該当するものに✓をつけて下さい。(複数記入可) <input type="checkbox"/> 一級建築士 ( ) <input type="checkbox"/> 二級建築士 ( 都道府県 ) <input type="checkbox"/> 木造建築士 ( 都道府県 ) <input type="checkbox"/> 建築設備士 ( )		
参加者 ID				
生年月日		_____年(西暦) _____月 _____日		
定期講習の別		該当するものに✓をつけて下さい。(複数記入可) <input type="checkbox"/> 一級建築士定期講習 <input type="checkbox"/> 二級建築士定期講習 <input type="checkbox"/> 木造建築士定期講習 <input type="checkbox"/> 構造設計一級建築士定期講習 <input type="checkbox"/> 設備設計一級建築士定期講習		
修了年月日		平成 _____年 _____月 _____日		
登録講習機関名				
講習会場名		開催地		
連絡先	名称			
	住所	〒 _____		
	電話番号			
	FAX 番号			
	E-mail			
建築 CPD 実績証明書の別		<input type="checkbox"/> 国土交通省		証明を必要とする期間： 申請日の1ヶ月前までの1年間
(どちらかに☑を入れて下さい)		<input type="checkbox"/> その他		証明を必要とする期間(西暦)： _____年 _____月～ _____年 _____月
備考		申請時に必要な資料 1. 当該定期講習の修了証の写し 2. 郵便振替払込請求書兼受領書の写し		

※一旦払い込まれた手数料は、当事務局に責がある場合を除き、返還しません。